

消食基第106号
令和8年3月6日

食品安全委員会
委員長 祖父江 友孝 殿

内閣総理大臣 高市 早苗
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成12年厚生省告示第233号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

Escherichia coli K-12 DH1 MDO MAP1001h株を利用して生産された
2'-フコシルラクトース



Escherichia coli K-12 DH1 MDO MAP1001h株を利用して 生産された2'-フコシルラクトースに係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

- 品目：
Escherichia coli K-12 DH1 MDO MAP1001h株を利用して
生産された2'-フコシルラクトース
- 遺伝子組換え食品に係る申請日・申請者：
令和8年2月12日・DSM株式会社
- 食品健康影響評価の依頼に係る根拠規定：
食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第14号等

2. 遺伝子組換えの概要

- 宿主：*E. coli* K-12 DH1株
- 導入遺伝子：2'-フコシルラクトース生合成関連遺伝子等
- 遺伝子組換えの目的：生産性の向上

3. 利用目的及び利用方法

本品目は、栄養補助を目的として、調製粉乳、調整液状乳等に使用される。用途及び使用形態は従来の2'-フコシルラクトースと相違はない。

4. 備考

申請者は、本申請品目については、

- ・EUで新食品として認められた規格と同等以上の自主規格により管理されること、
- ・非タンパク質性の食品（オリゴ糖）であること、
- ・従来製品に比べ、非有効成分が有意に増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有しないこと

から、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針（令和6年6月25日一部改正）」別添）に準じて取扱い得るものではないかと考えている。